

鳥取県規則第一号

市町村に交付すべき昭和四十年度分の地方交付税のうち普通交付税の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

昭和四十一年一月十八日

鳥取県知事 石破二朗

規則

## 規則

市町村に交付すべき昭和四十年度分の地方交付税のうち普通交付税の算出に用いる基準税額の算定に関する規則

共同で行なおうとする土地改良事業計画に係る土地改良事業計画書等の縦覧規則による申告の実施

新たに行なおうとする土地改良事業に係る土地改良事業計画書等の縦覧規則による申告の実施

（目的）この規則は、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。）の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和四十年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する事項を定めることを目的とする。

（市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額の算定方法）

第二条 市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額は、当該市町村における旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十六条第一項の規定によつて申告書を提出する者が納付すべき昭和三十九年分の所得税額で、国税庁長官が調製する申告所得税課税状況報告（確定申告の部）の基礎となつた昭和三十九年分の所得税額の昭和四十年三月三十一日現在における額（地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第五号の規定により所得税額に含まないこととされたものに係る額を除く。）に〇、一八〇・一三三を乗じて得た額とする。

（市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額の算定方法）

第三条 市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額は、当該市町村における旧所得税法第三十八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定によつて源泉徴収された昭和三十九年分の所得税額のうち、昭和四十年度分の市町村民税の算定に用いられるべきであつた総所得金額及び退職所得の金額に対する額として知事が調査した額に、〇、二六〇・三三〇を乗じて得た額とする。

（市町村民税法人税割に係る基準税額の算定方法）

（目的）この規則は、地方公共団体に対して交付すべき地方交付税のうち普通交付税の額の算定に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号。以下「省令」という。）の定めるところに基づき、市町村に交付すべき昭和四十年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算出に用いる基準税額の算定に関する事項を定めることを目的とする。

（市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額の算定方法）

第二条 市町村民税所得割のうち申告分に係る基準税額は、当該市町村における旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十六条第一項の規定によつて申告書を提出する者が納付すべき昭和三十九年分の所得税額で、国税庁長官が調製する申告所得税課税状況報告（確定申告の部）の基礎となつた昭和三十九年分の所得税額の昭和四十年三月三十一日現在における額（地方税法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十四号）による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第五号の規定により所得税額に含まないこととされたものに係る額を除く。）に〇、一八〇・一三三を乗じて得た額とする。

（市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額の算定方法）

第三条 市町村民税所得割のうち源泉徴収分に係る基準税額は、当該市町村における旧所得税法第三十八条第一項及び第三十八条の二第一項の規定によつて源泉徴収された昭和三十九年分の所得税額のうち、昭和四十年度分の市町村民税の算定に用いられるべきであつた総所得金額及び退職所得の金額に対する額として知事が調査した額に、〇、二六〇・三三〇を乗じて得た額とする。

## 鳥取県告示第九号

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十

六号）第十条の規定により、昭和四十一年度鳥取県立身体障害者更生指導

所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十一年一月十四日

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 一 入所期日 | 昭和四十一年四月八日              |
| 二 募集人員 | 機能回復訓練生 六名<br>職業訓練生 十七名 |

## 鳥取県告示第十号

鳥取県身体障害者更生指導所規程（昭和二十八年九月鳥取県規則第五十

六号）第十条の規定により、昭和四十一年度鳥取県立身体障害者更生指導

所の入所期日及び募集人員を次のとおり告示する。

昭和四十一年一月十四日

- |        |                         |
|--------|-------------------------|
| 一 入所期日 | 昭和四十一年四月八日              |
| 二 募集人員 | 機能回復訓練生 六名<br>職業訓練生 十七名 |

## 鳥取県告示第十一号

建設省所管の有財産の次の土地は、昭和四十一年一月五日から出售発止

した。

昭和四十一年一月十四日

場所	地目面積	積用途
君美郡君美町大字蒲生字峰清水	三・九九坪	水路敷
一七八九番地先	一一・三九坪	水路敷
一七九〇番地先	一五・〇二坪	水路敷
一七九一番地先	一九・四七坪	水路敷
一七七五番地先	五九・四五坪	雜種地
一七七二番地	一三八・〇二坪	雜種地

税額等、税額算出に際しては、税額の算定額が、税額を算定するものとし、

税額を算定するものとし、税額の算定額が、税額を算定するものとし、

更正又は決定による基準税額とする。)

B……昭和39年4月1日から昭和40年1月31日までの間に事

業年度に係る法人に係る法的標準の課税標準額 (当該事

A×0.06804×1.04246 + B×0.06075×0.99567 + C×0.06075×1.0

算式

A×0.06804×1.04246 + B×0.06075×0.99567 + C×0.06075×1.0

算式

A……昭和39年4月1日から昭和40年1月31日までの間に事

業年度に係る法人に係る法的標準の課税標準額 (当該事

業年度に係る法人に係る法的標準の課税標準額 (当該事

業年度に係る法人に係る法的標準の課税標準額 (当該事

業年度に係る法人に係る法的標準の課税標準額 (当該事

業年度に係る法人に係る法的標準の課税標準額 (当該事

E……昭和29年4月1日から昭和39年1月31日までの間に事

業年度が終了した法人で、昭和39年4月1日から9

月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

昭和39年1月30日までの間に、昭和39年1月1日から9

月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

昭和39年1月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

昭和39年1月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

昭和39年1月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

E……昭和29年4月1日から昭和39年3月31日までの間に修正申告、更正又は決定によ

りて同じ。) があつた場合には、その最終の修正申告、

D……昭和39年4月1日から昭和39年3月31日までの間に事

業年度が終了した法人で、昭和39年4月1日から9

月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

昭和39年1月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

昭和39年1月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

昭和39年1月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

E……昭和29年4月1日から昭和39年3月31日までの間に事

業年度が終了した法人で、昭和39年4月1日から9

月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

昭和39年1月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

E……昭和29年4月1日から昭和39年3月31日までの間に事

業年度が終了した法人で、昭和39年4月1日から9

月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

昭和39年1月30日までの間に終了した事業年度に係るものにあっては

算式

(C + G) × 0.06075 × 1.00473 + H × 0.06075 × 1.04297) - I

算式の符号

F……前号イの算式の符号中Bと同じ。この場合において、同符号

中「昭和40年」とあるのは「昭和39年」と読み替えるも

のとする。

(1) 前年度における前記の過大算定額又は過少算定額

次のイ及びロに定め、といふこととて算定した額の合算額。ただし、

過大算定額が第一号によつて算定した額及び過少算定額の合算額をい

ふるわんば、当該合算額とする。

イ 市町村分割法人に係る分

知事が調査したところに基づいて、地方税法第三百二十二条の十二

及び第三百二十二条の十四の規定の例によつて、次の算式によつて

算定した額

(C + G) × 0.06075 × 1.00473 + H × 0.06075 × 1.04297) - I

算式の符号

F……前号イの算式の符号中Bと同じ。この場合において、同符号

中「昭和40年」とあるのは「昭和39年」と読み替えるも

のとする。

算式の符号

K……前号の算式の符号中Eと同じ。

L……昭和39年度における前号ロの額

(固定資産税の基準税額の算定方法)

第五条 固定資産税の基準税額は、土地に係る基準税額、家屋に係る基準

税額及び償却資産に係る基準税額の合算額とする。

2 土地に係る基準税額は、当該市町村の土地の地代ごとの当該年度分の

固定資産税の課税標準額 (地方税法第三百四十九条並びに同法附則第三

十四項及び三十五項の規定により当該年度分の固定資産税が課される

場合における当該土地の課税標準額をいう。) で知事が調査した額の合

算額に○・○一〇二九を乗じて得た額とする。

(2) 家屋に係る基準税額は、知事が定めた当該市町村の家屋の平均価額に

当該市町村の家屋の床面積 (知事が調査した当該年度分の家屋の平均価

額算出の基礎として用いた家屋の床面積をいう。ただし、地方税法第三

百四十八条又は第三百二十二条本文の規定に該当するものを除く。) を

乗じて得た額 (新たに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供



本紙は、昭和四十一年一月十八日付の鳥取県知事の決定に依る。すなはち、  
鳥取県告示第十五號  
昭和四十一年一月十八日付の土地改良区事務所長の申請により、  
本號は、(第三種郵便物認可)事務所について、審査の結果その申請を認可するもので、土地改良法(昭和二十四年法律第二百五号)第四十八条第一項において準用する同法第八条の規定により、  
次のように土地改良事業計画書及び定款の写しを窓口に供する。

昭和四十一年一月十八日

鳥取県知事 石破 朝

## 一 縦覧期間

昭和四十一年一月二十一日から三十日間となる。

## 二 縦覧場所

八頭郡八東町大字下徳丸 丹比村下徳丸土地改良区事務所

## 三 异議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申出ること。

## 公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第三号

道路交通法(昭和三十五年法律第二百五号)第一百四条第一項の規定に基づく、次のとおり聴聞を行なうので、同法同条同項の規定により告示する。

昭和四十一年一月十八日

鳥取県公安委員会委員長 井上善一

## 公 告

一般国道9号鳥取県道改築工事用地の収用にかかる段落申請についての収用委員会の審理を次のとおり開催する。

昭和41年1月18日

鳥取県収用委員会 会長 石木 礼

1 日時 昭和41年1月20日 午前11時から

2 場所 鳥取市東町1丁目220番地

鳥取県土木部入札室

1. 本府課長	鳥取県公債委員会委員長 (候補者)
2. 受理者	鳥取県公債委員会委員長 (候補者)
3. 記録者	鳥取県公債委員会委員長 (候補者)
4. 翻訳者	鳥取県公債委員会委員長 (候補者)
5. 通訳者	鳥取県公債委員会委員長 (候補者)

1. 八頭郡智頭町大字南方四四二	自動車等運転者 小林義明
2. 鳥取市行徳有楽通り七三の三	自動車等運転者 北村初
3. 鳥取市服部三九三	自動車等運転者 橋田敏明
4. 鳥取市行徳六九の五	自動車等運転者 中井雄之輔
5. 岩美郡国府町大字躑躅八〇八の一	自動車等運転者 山本強
6. 鳥取市里仁四二九	自動車等運転者 中島一幸
7. 鳥取市吉方四区七〇六 小谷莊内	自動車等運転者 坂田泰男
8. 鳥取市二階町一丁目四三の一	自動車等運転者 森岡忠雄
9. 気高郡氣高町大字上光七二二	自動車等運転者 公納良夫
10. 気高郡氣高町大字下坂本一、〇三六	自動車等運転者 刑部智友
11. 気高郡氣高町大字浜村四二七	自動車等運転者 田中好明
12. 鳥取市吉成九五の一	自動車等運転者 田中一雄
13. 貞吉市服部九七九の一	自動車等運転者 岸田正昭
14. 東伯郡鶴金町大字泰久寺六〇三	自動車等運転者 山根徳
15. 東伯郡三朝町吉尾二三五	自動車等運転者 別所祥二
16. 貞吉市昭和町五二の一四	自動車等運転者 池田晃
17. 貞吉市上井三二一の五	自動車等運転者 内川和幸
18. 東伯郡羽合町大字長瀬一、二八六	自動車等運転者 松本俊夫